

第 2 0 回 南越前町農業委員会 総会議事録			
令和 8 年 7 月 2 7 日（月）午後 1 時 3 5 分から南越前町役場別館 2 階第 1 会議室において、第 2 0 回南越前町農業委員会総会を開催した。			
○議事 ＜審議事項＞ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 議案第 3 号 現況証明申請について ＜報告事項＞ 報告第 1 号 専決処分の承認について (農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 再貸付（案）の決定について（6 月利用権）) 報告第 2 号 専決処分の承認について (農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（6 月利用権）) 報告第 3 号 専決処分の承認について (農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（7 月利用権）) 報告第 4 号 認定電気事業者による事業計画について その他			
出席委員 9 名		欠席委員 1 名	
委員番号	氏 名	委員番号	氏 名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7		7	石山 清孝
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	山本 智美		
書記	増永 真優		

議事録署名委員

1 番 加藤 幹雄

1 0 番 神戸 一喜

【開会】 午後 1 時 3 5 分	
事務局長	それでは、ただ今から第 2 0 回南越前町農業委員会総会を開催いたします。 本日は、石山委員より欠席の連絡を受けております。 農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。 開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	ありがとうございました。 本日の議事録署名委員でございますが、1 番 加藤委員と 1 0 番 神戸委員をお願いいたしたいと思います。事務局より議事録を郵送いたしますので、お手元に届きましたらご確認の上、署名・押印をお願いいたします。 それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。
【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】	
議長	これより本日の議事に入ります。 では、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、事務局より説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件です。 議案書は、1 ページ番号①をご覧ください。 譲渡人は越前市にお住まいの●●さんで、譲受人は久喜にお住まいの●●さんです。申請地は久喜●●他 7 筆、現況は畑が 面積 224 ㎡、田が面積 6, 326 ㎡の合計 6, 550 ㎡です。 位置につきましては、別にお配りしている資料の 1 ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料 2 ページは現地確認の様子です。当該農地は田については以前より譲受人の●●さんが農地中間管理を介して借受けて耕作しておりましたが、今年 3 月の相続により●●さんが所有者になったことを機に譲渡を希望され、●●さんが購入をする予定となりました。畑については現在、作付けされていませんが、草刈り等管理は行っており耕起すれば耕作可能な状況です。 農地法第 3 条を許可する上での要件は、資料 3 ページをご覧ください。左の表は、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かを示しています。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 続いて、議案書 1 ページの②をご覧ください。 譲渡人は南今庄にお住まいの●●さんで、譲受人は古木にお住まいの●●さんです。申請地は古木●●、古木●●、現況は畑が面積 265 ㎡、田が面積 932 ㎡の合計 1, 197 ㎡です。 位置につきましては、別にお配りしている資料の 4 ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料 5 ページは現地確認の様子です。当該農地は譲渡人は高齢で管理が難しくご親族が管理されていましたが、親族の方も管理が難しくなったた

	め、ご近所にお住まいの譲受人へ無償での譲渡を希望されています。 農地法第3条を許可する上での要件は、資料6ページをご覧ください。左の表は、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かを示しています。資料7ページは農地利用計画書で、譲受人の●●さんご自身に農作業の経験はないものの、ご祖父様が農業に精通しており、家族で協力しながら営農していく予定となっています。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、 現地確認の報告を井上 典宣委員さん、お願いします。
井上典宣委員	はい、報告いたします。 7月16日に井上 昇委員、堀井委員、事務局長、事務局、私の5人で現地確認を行ってまいりました。 番号①については、畑については現在は作付けしていない状況でしたが、草刈りや耕起して適切に管理していくとのことですし、田については以前より●●さんが耕作されており、引き続き耕作を行うとのことで、許可するうえで、問題ないと判断できます。 また、番号②については、経験や知識の豊富な同居のご家族や近所の方の手を借りながら耕作していく計画があるとのことで、許可するうえで、問題ないと判断できます。 以上です、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 私から質問してよろしいですか。 こちらの田はもともと●●が耕作していたと思うが、譲受人も●●にお願いすることになるのか。
事務局	農地法第3条は譲受人が自作することの許可要件があります。農地利用計画のとおり、譲受人ご本人と同世帯の家族で耕作していくと聞いております。農作業経験はありませんが、農業に精通したご家族もいらっしゃるということで計画上営農に問題はないかと思えます。
加藤委員	古木●●の方は、隣の田との境目がないが、どういう農地か。
事務局	隣の田の間に畔はありませんが、別々の地番になっています。隣の田は別の所有者がおり、今回申請があったのは古木●●の方になります。
議長	他に質問はございませんか。 無いようでございますので、お諮りします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。
【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 今回農地法第5条の規定による許可申請は1件です。

	それでは、議案書の 2 ページをご覧ください。 譲渡人は長沢にお住まいの●●さんで、譲受人は●●です。申請地は長沢●●、現況は田面積は 4,109 m²のうち 510.35 m²です。 位置につきましては、資料の 8 ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、9 ページは現地の様子、10 ページから 11 ページにかけては配置図および施設図を付けております。当該農地では農機具格納庫の建設を計画しております。●●が現在使用している格納庫の土地を所有者へ返還することとなったため既存の格納庫を解体し、当該農地へ移転する予定です。 転用にあたり、取水は農業用水、排水処理は、農業用排水に処理し、法面保護により東側の隣接農地への土砂流出等を防止します。粉じん等による被害が出る予定もありません。この申請に際し、所有者、土地改良区の同意を得ています。 次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料 12 ページをご覧ください。当該農地の区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地につきましては、原則許可できないこととなっておりますが、町の農業振興に寄与する施設整備であると認められるため、町の農業振興地域整備計画において定めている用途を農用地から農業用施設用地にするという軽微な変更をすることで、転用が可能となっております。計画の軽微な変更につきましては完了しています。 一般基準の判断については、該当するものはございません。 以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上 昇委員さんをお願いします。
井上 昇委員	はい、報告いたします。 7 月 16 日に先ほど同様に 5 人で現地確認を行ってまいりました。 農機具格納庫建設および通路造成による農地転用についてですが、農業に必要な機械を入れるためのもので、この場所に建設することで、認定農家としての利便性や生産性が向上され、地域農業の振興に資するものと判断できますので、問題ないと思われます。 以上ですよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 (質問なし) 無いようでございますので、お諮りします。 議案第 2 号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたします。
【議案第 3 号 現況証明申請について】	
議長	次に、議案第 3 号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 現況証明申請は 2 件です。 議案書は 3 ページ番号①をご覧ください。 申請人は勝山市にお住まいの●●さんで、申請地は今庄●●及び●●の 2 筆、面積は合計 939.9 m²で、登記地目は田、現況は非農地でございます。

	位置につきましては、資料の 13 ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。14 ページの写真は現地確認の様子です。当該農地は、昭和 41 年に申請人の先代が住宅を建設し、その後令和 4 年の大雨災害で被害を受け住宅を取り壊し現在の状況となっております。周辺は住宅地となっていることや現況からみても農地への復元は困難な状態です。所有者の●●さんは町外にお住まいで土地の管理も難しいということで、売買する予定があり、現況に合った地目に変更するための申請です。 続いて、議案書は 3 ページ番号②をご覧ください 申請人は越前市にお住まいの●●さんで、申請地は久喜●●、面積は 426 m²で、登記地目は田、現況は非農地でございます。 位置につきましては、資料の 15 ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。16 ページの写真は現地確認の様子です。当該農地は、60 年ほど前から耕作を行っておらず、はっきりした理由はわかりませんが山林化しており農地への復元は困難な状態です。所有者の●●さんは町外にお住まいで今後土地の管理が難しいということで、売買する予定があり、現況に合った地目に変更するための申請です。 以上で、説明を終わります。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を堀井委員さんをお願いします。
堀井委員	はい、報告いたします。 7 月 16 日に先ほど同様に 5 人で現地確認を行ってまいりました。 番号①は、当時農業委員会の許可なく住宅を建設していたようですが、少なくとも住宅の建設された昭和 41 年からすでにかかなりの年月が経過しており、周辺農地や農地の集積・集約に特に影響がないことから、現況に見合った地目にすることは、問題ないと判断いたします。 また、番号②は、写真のとおり樹々が生えて山林化しており農地への復元は困難であり、現況に見合った地目にすることは、問題ないと判断いたします。 よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 違反転用してしまったものについて、非農地であると現況証明をするのはいつも悩ましく感じる。今回の件についても現況証明をしないとは言わないが、許可なく転用したものの勝ちにならないようにしたい。
井上重治委員	何年か前、顛末書を添えて提出してもらった事例もあった。
議長	他に質問はございませんか。 (質問なし) 無いようでございますので、お諮りします。 議案第 3 号に対し、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 3 号は承認いたします。
【報告第 1 号 から第 3 号 専決処分の承認について】	

議長	次に、報告事項につきまして、報告第1号から3号までを一括して議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	まず報告第1号についてご説明いたします。 南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 再貸付（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。こちらは耕作者のみが増加となる再貸付分となります。 次に資料の17ページをご覧ください。利用権の再貸付を設定する農地は合計121筆、200,489㎡で、借り手の耕作者は2名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和8年7月1日です。資料の18ページから20ページは契約に関する詳細な情報になります。資料21ページは町あての回答書です。 続きまして報告第2号についてご説明いたします。 南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。 資料の22ページをご覧ください。利用権を設定する農地は合計104筆、183,151㎡で、借り手の耕作者は10名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和8年7月1日です。資料の23ページから26ページは契約に関する詳細な情報になります。資料27ページは町あての回答書です。 続きまして報告第3号についてご説明いたします。 南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。 次に資料の28ページをご覧ください。利用権を設定する農地は合計19筆、23,633㎡で、借り手の耕作者は5名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和8年8月1日です。資料の29ページは契約に関する詳細な情報になります。資料30ページは町あての回答書です。 以上で説明を終わります。
議長	はい。ありがとうございます。この件について、発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし） 無いうでございしますので、報告第1号から報告第3号は承認されました。
【報告第4号 認定電気事業者による事業計画について】	
議長	次に報告事項に入ります。報告第4号「認定電気事業者による事業計画について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 議案書は7ページをご覧ください。 こちらは、電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地転用の許可は不要とされており、報告をすることで転用することができるというものです。 申請地は河内●●、地目は畑で13㎡のうち3㎡です。この申請地については、平成29年

	1月の農業委員会で承認を得て通信基地局が建設されております。今回の事業内容は通信機能向上のため携帯電話無線基地局の増設するものです。既に建っている基地局は13㎡のうち9㎡の敷地を使用しており、今回の増設で基地局の面積は合計12㎡となります。 位置につきましては、資料のは31ページをご覧ください。32ページからは図面ございまして、図面のうち青色で記されているものが今回工事で増設される部分です。増設にあたり地権者の同意も得られております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。 (質問、意見なし) よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第4号終わります。
【その他】	
議長	以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。 その他、事務局の説明があればお願いします。
事務局	本日はありがとうございました。 資料の最後に新しい委員さんの名簿がございますので、ご参考にご覧ください。農業委員につきましては、6月議会で同意が得られましたので、来月8月3日月曜日に、辞令交付式を開催して町長から任命させていただき予定となっております。また、農地利用最適化推進委員につきましては、新しい農業委員による農業委員会を開催して、選任についてお諮りして新しい農業委員会の会長さんから委嘱状を交付する運びとなります。 もう1点ですが、開催通知でもご案内させていただきましたが、貸与備品であります緑のキャップ、腕章、クリップボードの返却ならびに今年4月から7月分の農業委員会活動記録簿のご提出をお済でない方は、よろしくお願いいたします。
事務局長	以上をもちまして、第20回南越前町農業委員会総会を終了いたします。また、在任期間最後の農業委員会が終了いたしました。 委員の皆様方におかれましては、任期中の3年間、公私共にご多忙の中、農地の権利移動や転用許可判断、農地利用の適正化の推進等多大なるご協力を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。今後も南越前町の農業の発展と農業委員会の活動がより活発なものとなりますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。
小不動産 会長職務代理者	あいさつ
【閉会】 午後2時15分	